

2005年10月11日

企業会計基準委員会御中

慶應義塾大学商学部教授・公認会計士
伊藤 眞企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」に対するコメント

公開草案を最初に読んだときは、国際会計基準(IFRSs及びIASs)との統合を目的とし「繰延ヘッジ損益」と「新株予約権」を資産・負債に計上しないための現実的な妥協として、こういう表示もありうると思いました。

しかし、実務上、海外の投資家その他の利用者のため、日本基準の財務諸表を英語に直訳することが少なくないのを思い出しました。この公開草案に基づき、貸借対照表を直訳すると、貸方の Liabilities の下に Net Asset の見出しがあり、その内訳に Shareholders' Equity がきますが、国際会計基準あるいは米国基準で作成された財務諸表を見慣れた海外の投資家等の利用者からから見ると相当違和感があるような気がします。かえって、株主資本以外の純資産はなにかという議論になるような気がします。言い換えれば、このような表示は一見国際会計基準との統合化を図ったように見えますが、実は考え方の違いを貸借対照表上、明示する(考え方の違いを明示するのが目的でしたら、目的は達成されることになりませんが、統合を目的とするのであれば、考え方の相違及び会計処理を十分検討して結論を出すまで、あまり目立たない方がよいかもしれません。)ことになり、実務的な観点からは、このような表示方法は採用しないほうがよいような気がしてきました。

そこで、従来の資本の部のなかに、「繰延ヘッジ損益」と「新株予約権」そして「少数株主持分」も独立表示してはいかがでしょうか。

個別貸借対照表上の評価・換算差額等(リスクから解放されていない投資の成果であるとしても)及び新株予約権(これは、将来、資本金と資本剰余金か税引後で利益剰余金に振り替えられます。)は、株主に帰属します。

連結上、その他有価証券評価差額金、土地評価差額金、為替換算調整勘定も親会社の持分が表示されています。繰延ヘッジ損益も親会社の持分が表示されています。

少数株主持分は、それが資本の部において独立表示されれば、それ以外が親会社持分であることは誰にとっても明らかです。また、連結上、連結子会社の発行する新株予約権については、親会社の有するものは相殺消去され、それ以外のものが、親会社の発行する新株予約権と合算されて表示されているわけですが、それに重要性があれば、注記をすればよいと考えます。後は必要に応じて考え方の解説を行うということではいかがでしょうか。

上記のとおり海外の財務諸表の利用者の反応を考慮する実務の観点より、現実的な妥協として従来通り、資本の部の表示を維持することを、ご検討いただければ幸いです。

以上